

平成27年度放射性物質測定調査委託事業応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、復興庁に一括計上されている放射性物質測定調査委託事業について、平成27年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託事業への参加を希望する企業・調査研究機関等を一般に広く募ることにしました。つきましては、受託を希望される方は、次の要領に従って応募申請書及び提案書を提出してください。

なお、本公募は、平成27年度政府予算案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

I 委託事業の内容

1 事業名

平成27年度放射性物質測定調査委託事業

2 事業の目的

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）の影響について、環境放射能レベルの調査を行い、放射性物質に汚染された農地における適切な除染や営農の実施及び食の安全のため必要とされるデータ及び知見を提供することを目的とします。

3 公募課題及び委託事業経費限度額

(1) 平成27年度の公募課題

(課題名)

「福島県及びその周辺における農畜産物及び土壌の放射能汚染レベルの動向把握」

(調査研究内容)

- ① 福島原発事故による影響が想定される地域を中心としたほ場を対象に、農作物及びその土壌（水稲1地点、小麦1地点、野菜2地点及び果樹3地点）、牛乳・飼料（2地点）並びに牧草・牧草地土壌（3地点）を選定し、放射性核種の濃度を年1回以上測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明します。
- ② 生産者のほ場を対象に、農作物及び農地土壌100地点を採取し、放射性核種の濃度を年1回測定し、より正確な放射性物質の移行係数を把握するとともに、移行係数の年変動の要因を解明します。
- ③ 林地からの灌漑水等による水田土壌への影響を把握するため、放射性セシウムの土壌中での動態や水稲吸収への影響を解明します。

なお、①～③の調査地点及び測定核種については、福島県及びその周辺県並びに発注者と協議の上、決定することとします（周辺県については、岩手県と茨城県を想定しています。）。

調査方法を含めたこれまでの成果については、IX 前年度以前の成果の閲覧を御参照ください。

(試料採取・分析方法)

農畜作物及びその土壌の試料採取方法及び分析方法については、別添の試料採取マニュアル及び文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理方法」に基づいて処理・分析を行い、その際は土壌水分を測定してください。

(2) 委託事業経費限度額

18,243千円

4 委託件数

1件（課題を複数に分割しての契約は行いません。）

5 委託契約期間

委託契約締結日から平成28年3月22日までを予定しています。

II 応募

1 応募資格等

(1) 応募者の資格要件

応募することができる者は、民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関であって、次の①から⑦までの条件を満たす者に限ります。

① 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分において資格を有する者である必要があります。（提案書提出時に参加資格のない者は、平成27年3月下旬（審査委員会開催）までに競争参加資格を取得してください。資格が取得できなかった場合は、採択が取消しになります。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請・調達情報検索サイト（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照してください。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）

② 本調査研究又は本調査研究に関連した技術による調査研究の実績を有し、か

- つ、本調査研究の遂行に必要な調査研究体制、調査研究者の人数、設備等を有すること。また、知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ③ 本公募課題に対する調査研究を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 委託契約の締結に当たっては、事務局から提示する委託契約書に合意できること。
- ⑤ 原則、日本国内に調査研究拠点を有していること。ただし、国外機関の特別の調査研究能力、研究施設等の活用あるいは国際標準獲得の観点から必要な場合はこの限りではありません。
- ⑥ 応募者が受託しようとする公募課題について、研究の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には以下の能力・体制を有していること。
- ア 国との委託契約を締結できる能力・体制
- イ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
- ウ 成果の普及、実施に係る連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- ⑦ 当該調査研究の実実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「調査研究責任者」という。）を選定すること。

※ 調査研究責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

ア 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること

イ 当該調査研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

ウ 当該調査研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間調査研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、調査研究責任者になることを避けてください。

（２）複数の研究機関が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

複数の研究機関が共同して研究を行うため、研究機関のグループを構成する場合、以下の２つの方法があります。①においては中核機関が、②においては代表機関がそれぞれその他の機関（以下「共同研究機関」という。）と研究グループを構成して研究を行っていただきます。

① 委託・再委託方式

グループ内の研究機関の中から研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）を定め、農林水産省と中核機関及び中核機関と共同研究機関がそれぞれ契約

する方法です。

中核機関は、共同研究機関との間で委託契約を締結し、事業を実施します。なお、特に必要とする場合を除き、共同研究機関が更に委託（再々委託）することは、原則としてできません。また、研究課題の全部を共同研究機関に委託することはできません。再委託比率は、50%を上限とします。

② コンソーシアム方式

調査研究グループ（コンソーシアム）を構成し、これらの調査研究機関のそれぞれの間で契約を締結するのではなく、農林水産省が調査研究グループ全体と一括で契約を締結する方法です。この場合、次の要件を満たすとともに、代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

ア 調査研究グループを組織して共同調査研究を行うことについて、調査研究グループに参加する全ての機関が同意していること。

イ 調査研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、調査研究グループとして、実施予定の公募課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の公募課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結することが確実であること（共同研究方式）。

ウ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

①②いずれの場合も、中核機関又は代表機関と共同研究機関において、それぞれの分担関係を明確にして提案するものとし、共同研究機関は以下の要件を満たしている必要があります。

ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

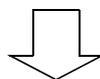
イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

2 応募から委託契約までの流れ

27年2月13日

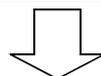
公募要領の公表



27年2月13日～

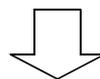
府省共通研究開発管理システム(以下「e-Rad」という。)による公募受付開始

http://www.e-rad.go.jp/



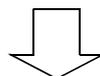
e-Radポータルサイトにアクセスし、研究機関等及び研究者情報を登録。ID及びパスワードを取得

注) 登録には2週間以上かかる場合があります。



27年2月18日

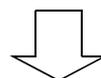
説明会の実施



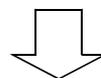
応募要領に従って提案書を作成、e-Rad(研究者ログイン画面)で応募

注) e-Radで研究者が応募情報の登録確認を「実行」すると、応募課題の情報が研究機関の事務代表者に対して提出されます。

農林水産省へ提出するためには、所属する研究機関の「承認」が必要となります。研究機関の事務代表者による「承認」を応募受付期間中に行わないと、農林水産省に提出したことにはなりませんので十分に御注意ください。

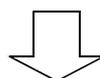


応募者がシステムの「応募課題情報管理」画面にて処理状況を確認（「配分機関処理中」になっていることを確認



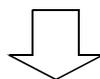
27年3月23日

応募締切



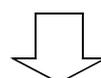
27年3月下旬

審査委員会による審査、委託先の決定



27年3月中

委託予定先をホームページにて公表、
e-Radシステムに反映



3 応募手続等

(1) 応募方法

応募者は、「e-Rad」を利用して平成27年3月23日（月）17：00までに電子申請を行ってください。e-Radを利用した電子申請の詳細については、応募要領別紙2を御覧ください。

e-Radを利用して応募するためには、あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の機関を要する場合があります。また、応募手続きを期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合もありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

郵送、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、御注意ください。

【e-Radによる受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成27年2月13日（金）15：00～
平成27年3月23日（月）17：00（厳守）
- ・ e-Rad の利用可能時間帯：0：00～24：00
（土・日、祝祭日も利用可能）
- ・ e-Radのヘルプデスク運用時間：平日9：00～18：00
TEL：0120-066-877
（または03-3455-8920）

※ e-Rad の利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、27年2月13日現在
今後、変更する可能性がありますので、e-Rad ポータルサイトの「システムのサービス時間」（<http://www/e-rad.go.jp/terms/support/index.html>）を御確認ください。

(2) 応募書類

提案書

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙1の提案書様式に御記入ください。なお、提案書は日本語で作成してください。

(3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

- ① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- ② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、期限までに修正できない場合
- ③ 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については事務局が実施する公募課題の評価及び調査研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。また、不採択となった提案書については、事務局において廃棄します。なお、御提出いただいた書類等は、（要件不備の場合を含めて）返却しません。

4 説明会の開催

次のとおり、平成27年度放射能調査研究委託事業のうち「農林生産環境中における放射性核種の濃度変動要因と動態の解明」と合同で説明会を開催し、当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明します。なお、説明会への出席は、義務ではありません。

【日時】平成27年2月18日（水）13：30～15：00

なお、13：45以降の説明会への出席は不可とさせていただきます。

【場所】東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省6階 農林水産技術会議事務局会議室（南別館6階ドアNo. 620-1）

5 秘密の保持

本事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために受託者から提出された資料に含まれる個人情報、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Radを経由した内閣府の「政府研究開発データベース」への情報提供等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の公募課題に関する情報（課題名、調査研究概要、研究機関名、研究者名、実施機関等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあ

ります。

また、研究費の不正使用、研究上の不正行為等を行った研究者等への応募制限のための情報提供が、内閣府その他研究資金を所管する国の機関等に行われる場合があります。以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

6 農林水産研究動向解析システム及び研究課題・研究業績データベース※への研究課題情報等の提供

採択された課題に関する情報（課題、調査研究概要、実施機関、研究者、予算、業績等）は、農林水産研究動向解析システム（非公開）に登録され、事務局が業務のために利用し、また、研究課題・研究業績データベースにおいて公開する可能性があることをあらかじめ御了承ください。

※ 研究課題・研究業績データベースとは、農林水産研究動向解析システムに登録された研究情報のうち、課題ごとの予算額、担当人数、担当者、特許情報を除いた研究課題及び研究実績（論文等）の情報を収録したデータベースです。農林水産技術会議事務局筑波事務所が運営するウェブサイトの AGROPEDIA において提供（公開）しています。

（※については、農林水産技術会議事務局筑波事務所のホームページ（<http://www.agropedia.affrc.go.jp/top>）を御覧ください。）

III 委託先の選定

1 委託先の選定

（1）選定方法

委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において下記（2）の審査基準に沿って行います。審査に当たっては、原則としてヒアリングを実施しますので、プレゼンテーション用資料を御用意いただきます。なお、プレゼンテーションの時間は別途担当者より御連絡いたします。また、追加資料等の提出を求める場合があります。なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

（2）審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が I 2 に提示した事業の目的に合致しているか。
- ② 提案内容が I 3（1）に提示した調査研究内容に合致しているか。
- ③ 提案内容に実現可能性があるか。また、本調査研究を遂行するための高い技術能力や設備を有しているか。

- ④ 提案内容が技術的に優れているか。
- ⑤ 本調査研究の実施体制や管理能力等に優れているか。
- ⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

2 審査結果等の通知

審査結果は、速やかに各提案者に通知するとともに、委託予定先名（調査研究グループによる応募の場合は、調査研究グループを構成する全機関名）をホームページに公表します。委託予定先への通知に際しては、事業実施に当たっての留意事項を必要に応じて付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、不採択の場合は、審査委員のコメントなどその理由を付して通知します。

また、審査委員の所属・氏名等について、委託先決定後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

IV 委託契約

1 委託契約の締結

委託先として採択された者に対しては、委託契約を締結いたします（コンソーシアム方式により課題を実施する場合は調査研究グループと農林水産省が直接委託契約を締結します。）。なお、採択された者には、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事業の変化があり研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

2 契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費：事業の遂行及び事業成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費：事業に直接従事する調査研究責任者、研究員等の人件費。なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。なお、人件費の算定にあたっては「委託事業における算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22

経第96号大臣官房経理課長通知)に基づき計算すること。

イ 謝 金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金

ウ 旅 費：国内外への出張に係る経費

エ 試験調査研究費

- ・機械・備品費：本事業の公募課題で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が5万円以上の物品とします。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします（ただし、借用（リース等）の方が経費を抑えられる場合には、経済性の観点から可能な限り借用してください。この場合の経費は、借料及び損料になります。）。なお、パソコン、フリーザー等、汎用性の高い機器の購入は原則として認められません。

- ・消耗品費：本事業の公募課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品

- ・印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費

- ・借料及び損料：物品等の借料及び損料

- ・光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料

- ・燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費

- ・会議費：委員会等の開催に係る会議費

- ・賃金：本事業に従事する研究補助者等に係る賃金

- ・雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等

② 試験調査研究委託費：再委託に要する経費（コンソーシアム方式の場合、計上不可。再委託比率は、50%を上限とします。）

③ 一般管理費：エの試験調査研究費の15%以内

④ 消費税等相当額：①から③までの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、調査研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率

(%)」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、公募課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限ります。特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から調査研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の公募課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

(2) 購入機器等の管理

本事業により受託者(調査研究グループにより公募課題を実施する場合は、調査研究グループを構成する全機関をいう。以下同じ。)が取得した物品(機械・備品費で購入した機械装置等)は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。管理のため、本事業の購入物品であることを管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼ることなどにより、明示してください。

なお、取得した物品(試作品を含む。)の本事業終了後の取扱いについては、個別に、当局への返還の要否を決定します。

V 調査研究の成果の取扱い

1 調査研究の成果の提出

(1) 実績報告書等

受託者は、委託契約期間終了時までには実績報告書を事務局に提出していただきます。また、研究成果に係る発明等が得られた場合には発明等報告書を事務局に提出していただきます。

2 調査研究の成果の取扱い

(1) 調査研究の成果等の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、本事業に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。

また、公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

本事業の研究の成果については、事業の終了後、事務局が、研究成果発表会や、成果パンフレット等により公表する場合があります。その際、調査研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

(2) 調査研究の成果の帰属

本事業を実施することにより研究成果に係る知的財産権が得られた場合、当該知的財産権は事務局に帰属されますが、受託者（コンソーシアム方式により課題を実施する場合、調査研究グループを構成する全機関又はその一部）が、以下の事項の遵守を約することを条件に、事務局は当該知的財産権を譲り受けないことができます。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、海外におけるこれらの権利に相当する権利、著作権及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

① 本事業の研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に事務局に報告すること（1（1）における発明等報告書の提出）。

② 事務局が公共の利益のために、特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合、事務局に対して当該知的財産権を無償で許諾すること。

③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、このことにつき正当な理由が認められない場合であって、事務局が特に必要があるとして理由を明らかにして求める場合に、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。

④ 当該知的財産権を第三者に移転又は許諾をする場合には、法人の合併又は分割により移転する場合、及び次のアからウまでに規定をする場合を除き、あらかじめ事務局の承認を受けること。

ア 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は許諾をする場合

ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は許諾をする場合

- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ事務局の承諾を得ること。

(3) 知的財産権の管理

知的財産権については、次の事項についても御留意願います。

- ① 本事業は、国の委託事業であることから、本事業で得られた知的財産権については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用していくことが重要です。この観点から、委託契約書の規定等に基づき第三者への許諾等、知的財産権の適切な活用に向けた措置を事務局から働きかける場合があります。また、受託者が(2)の条件を遵守しない場合、研究成果に係る知的財産権を帰属させることはできませんので御留意ください。
- ② 本事業の研究成果によって得られた知的財産権の非営利目的の研究のための活用及びライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）に基づき、対応することとします（詳しくは、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2015/project_2015_01.htmを御覧ください。）。
- ③ 特許法では、発明者が特許を受ける権利を有していますが、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という）が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という）の貢献を認めて、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継すること（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。
- 受託者である法人と、その従業員の間の権利の帰属については、受託者内部の話ではありますが、受託者（調査研究グループにより研究を実施する場合は、調査研究グループを構成する全機関）において職務発明規定等が定められていない場合、知的財産権の継承に当たり不都合が生じますので、本事業の契約締結後速やかに整備してください。
- ④ 出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ知的財産権を受けることができなくなることがありますので、御注意ください。

(4) 調査研究の成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（調査研究グループにより研究を実施する場合は、調査研究グループを外の者）に提供する場合は、事前に事務局と協議する必要があります。。

VI その他応募に当たっての注意事項

1 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複（※1）及び過度の集中（※2）の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2011/pdf/sisin_etc-05.pdf）に基づき、競争的資金に限らず本事業の資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

（1）応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

（2）不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

※1 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・ 既に採択され、配分済のプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

※2 過度の集中とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

2 研究費の不正使用等への対応

(1) 不正使用等防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長林野庁長官及び水産庁長官通知※）を策定しています。これらを遵守して本事業を実施してください。なお、その実施状況の報告をしていただくだけでなく、場合によっては体制整備の状況に関する現地調査等を行う場合がありますので、御承知置きください。

（※については、http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2013/sinki_koubo_2013.htmを御覧ください。）

取組の一環として、事務局においては、本事業の経費執行に当たり、調査研究責任者、研究実施責任者、経理責任者等関係者の皆様に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての指導・チェック体制の整備及び確認を行います。

具体的には、以下のとおり行う予定です。

- ① 応募申請時：調査研究グループを構成する全ての構成機関に関して、研究実施

責任者及び経理責任者を決めていただき、責任の所在を明確にさせていただきます
(別紙2 提案書様式2-1)。

- ② 受託者決定後：課題採択が決定し次第、新規課題を実施する研究機関の調査研究責任者（コンソーシアムを形成する場合にはコンソーシアム全体の経理を統括する者（以下「経理統括責任者」という。）を含む。）に対し、経費の適正執行について説明を行います。また、国からの経費受入れに不慣れと思われる機関に対しては、必要に応じ現地指導を実施する場合があります。

(2) 不正使用等が行われた場合の措置

本事業及び当省の他の事業並びに他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」といいます。）を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した公募課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該競争的資金等を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への参画を認めないこととなります。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいいます。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

b a及びc以外の場合：2～4年間

c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいいます。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間

- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てます。）の期間

- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務に違反（※）した研究者：当該競争的資金等において応募、参加を制限されることとされた期間と同一の期間

（※）善管注意義務違反の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

上記の措置については、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を

他の事業等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の事業等においても応募が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者が所属する研究機関等における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同研究機関等に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

なお、事務局が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」 (<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>) を御覧ください。

3 虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者等及びそれに共謀した研究者等については1（2）の不正使用を行った場合と同様の措置を取ります。

4 研究上の不正行為防止のための対応

（1）不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究活動の不正行為に関し、「研究不正行為への実効性ある対応に向けて」（平成26年9月19日総合科学技術・イノベーション会議決定）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（※））を踏まえ、「農林水産省における研究活動の不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）を策定しています。

本事業で実施する調査研究活動には、このガイドライン等が適用されます。各調査研究機関等においては、ガイドライン等に沿って、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただく必要があります（研究倫理教育を実施していない機関は、本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動の特定不正行為に対応する適切な体制を整備していただく必要があります。

(※) 農林水産省の上記ガイドライン及び規程については、
<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>を御覧ください。

(2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された調査研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該調査研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

さらに、各機関の体制整備状況等について調査を行い、体制不備が認められた機関には、改善事項等を示した管理条件を付しますが、その履行が認められないや正当な理由無く調査が遅れた場合は、研究に係る経費の一部を削減する可能性があります。

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

5 農林水産省関係放射能調査研究年報

受託者は、委託契約期間終了後、別途指定する期日までに、事務局が作成する農林水産省関係放射能調査研究年報の原稿を事務局に提出していただきます。

VII 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波事務所の農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源※を提供しています。

(<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>)

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってくだ

さい。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波事務所情報システム課企画運用係
(Tel. 029-838-7344) へお問い合わせください。

※ 研究技術情報及び計算資源とは、具体的には次のとおりです。

- ・ 研究情報（文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等）
- ・ 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピュータ）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等）
- ・ 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ、衛星画像データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

VIII 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業については、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。

1 日本政策金融公庫の低利貸付制度（特別利率③：0.5%/年※平成26年12月10日現在）が利用できます。

※5年以内の貸付で担保・保証人がある場合。貸出条件等によって金利が変動します。

2 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。

3 市中銀行から資金借入を行う際に利用できる信用保証協会の債務保証枠の拡大や特別枠が設定されます（平成27年度末までに交付されたものに限ります）。

4 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。

5 各都道府県に設置された貸与機関が行う設備資金貸付において、貸付金額及び貸付割合が拡大されます（平成27年度末までの貸付が対象となります）。

※都道府県によっては事業を実施していないところがあります。

6 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。

7 「SBIR 特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR特設サイトを御覧下さい。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/sbir.html>）

IX 前年度以前の成果の閲覧

応募者は本事業に係る前年度以前の調査報告書等を参考資料として閲覧することができます。閲覧場所及び期間は下記のとおりになります。

【閲覧場所】 農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課
(南別館6階 ドアNo. 別609)

【閲覧期間】 応募期間中の午前10時～午後5時
(ただし、行政機関の休日中は除きます。)

また、成果の一部は農林水産省技術会議事務局ホームページに公表しています。詳しくはこちらを御覧ください。

【URL】 <http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/130809.htm>

X 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募締切までの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者のみ有利となる事項等々についてはお答えできません。また、これら以外の問合せについては、質問者が特定される情報等を伏せた上で、その質問及び回答の内容を全て農林水産技術会議事務局のホームページにて広く周知させていただきますので、御了承ください。

記

【公募課題について】

農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課 担当者 山本、松下

TEL : 03-3501-4609

FAX : 03-3507-8794

【契約締結について】

農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班 担当者 照井

TEL : 03-3502-7967

FAX : 03-5511-8622

【e-Radについて】

e-Radヘルプデスク

TEL : 0120-066-877

又は03-3455-8920